

## 依 頼 書

富山市外の産後ケア事業実施施設 御中

富 山 市 長  
(公 印 省 略)

### 産後ケア事業の実施について（お願い）

日頃から、本市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、市民が市外で産後ケア事業を利用される場合、その利用料の一部を助成しています。

本市に住所がある方が貴施設の産後ケア事業を利用された場合は、次のようにお取り扱いいただきますよう

お願いいたします。

#### 1 富山市産後ケア事業実施結果報告書について

利用者が持参しますので、必要事項を記入し、封筒へ入れて封をし、利用者へお渡しください。

#### 2 母子健康手帳への記載について

母子健康手帳（頁：産後ケアの記録）に利用した月日・サービス内容を記載してください。

（注：本市では助成回数の上限として、デイケアは週2日まで、ショートステイは1回6泊までとしております。他機関で利用した分も含みますので、上限を超えていないか確認してください。）

#### 3 領収書・明細書について

領収書に「産後ケア利用料」と印字されない場合は、貴施設にて、但し書きにて『産後ケア利用料として』と記入してください。

#### 4 助成額等

- ・利用者が支払った利用料と、本市の基準額を比較し、少ない額から本市が指定している自己負担額を差し引いた額を助成します。
- ・ショートステイ・デイケアを助成の対象としています（アウトリーチは含みません）。
- ・利用者の食事代は助成額に含み、オプションサービス・文書料等の料金は含みません。

#### 5 その他

- ・受け入れの際に、利用者の事前情報が必要な場合は、下記連絡先までご連絡ください。利用申請時の情報を提供します。
- ・利用時の様子から継続した支援が必要と判断される場合は、利用者の同意のうえ、下記までご連絡ください。
- ・提出された報告書・領収書等について後日詳細を確認させていただく場合があります。

#### 【お問い合わせ】

〒930-8510 富山市新桜町 7-38 富山市役所こども家庭部こども健康課 母子保健係  
TEL 076-443-2248 FAX 076-443-2169